

# 未来につなげたい、大切な記憶

unforgettable memories leading us forward

## 会報誌創刊にあたって

会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は本法人活動と運営に多大なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
この度の本法人会報誌「未来につなげたい、大切な記憶」創刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。



本法人は一昨年11月14日に正会員20名の皆様と共に設立総会を開催し、昨年1月25日の法人登記完了をもって法人として成立いたしました。本格的な活動を行う初年度となりました2018（平成30）年度には多くの皆様に新たな会員としてご入会いただき、各種事業を展開させていただくことができました。

国立療養所長島愛生園、邑久光明園及び大島青松園それぞれの入所者の皆様の平均年齢は85歳を超えており、ハンセン病問題への正しい理解の普及啓発を進める上で必要不可欠な語り部活動の存続が近い将来困難となる状況が予想されます。私たちが語り部の語りを100%継承することは不可能ですが、療養所内の不動産をユネスコ世界文化遺産として、関連記録物をユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）としてそれぞれ登録することが実現すれば、療養所と入所者の皆様の歴史を後世に語り継ぐことに貢献ができ、ひいては回復者の皆様の真の名誉回復に微力ながら寄与できるのではないのでしょうか。

一方、現実には目を向けますと世界文化遺産に推薦されるためには、日本の国内暫定リストに記載される必要がありますが、2010（平成22）年以降当該リストに追加記載された例はございません。世界の記憶（世界記憶遺産）につきましても現在ユネスコにてその審査プロセス等の見直しが行われており、具体的な登録へのマニュアルが示されていない状況です。

しかしながら本法人は、今できることを適切に見極め、着実に実施する必要があると考え、それぞれの登録に向けた2019年度から2021年度までのロードマップを本年度事業として作成しました。当該ロードマップの概要は調整次第、本法人ホームページに公開する予定です。今後の本法人の取り組みをより具体的にする上で重要な指針となることが想定されますので、一度お目通しください。

最後になりますが、世界遺産登録を実現するにはより多くの皆様のご支援とご協力が必要なのは言うまでもありません。会員の輪を全国に広めるべく一人でも多くの方にお声がけいただけますよう心からお願い申し上げますとともに、会員の皆様方のご健勝とご多幸を祈念し、会報誌創刊のご挨拶とさせていただきます。



特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会  
理事長 原 憲一

（背景写真撮影：写真家 島隆諦氏）

# 2018（平成30）年度 主要事業報告

※詳細な年次報告書は2019年度通常社員総会にて配布予定。

4/3 事務所開所式

6/9 総会、講演会（西村幸夫氏 詳細3頁）於長島愛生園

9/1 邑久長島大橋架橋30周年記念シンポジウム 於瀬戸内市保健福祉センターゆめトピア長船



10/6 チャリティークラシックカーラリー ヴェッキオ・バンビーノ 於長島愛生園

2/10 邑久光明園フィールドワーク、講演会（福本寛氏 詳細4頁）於邑久光明園



11/1～1/18 長島及び裳掛地区空撮（1頁写真）

1/10～3/20 登録に向けた施策構築支援業務（2019年度～2021年度ロードマップ作成）

通年 法人理事等による講演会（県内、兵庫県、香川県）30回開催 3,100名参加

【理事会】議長：原憲一理事長 4/26, 11/29, 3/22（3回）

【総務財政委員会】委員長：森浩徳理事 11/13, 1/21, 2/12（3回）

【企画広報委員会】委員長：古謝愛彦理事 5/25, 6/18, 28, 7/19, 26, 8/10, 3/8（7回）

【ロードマップ作成委員会】委員長：長島愛生園歴史館学芸員 田村朋久氏 11/7, 12/26（2回）

## 法人のキャッチフレーズとロゴマークが決定！

未来につなげたい、大切な記憶



Hansen's Disease Sanatoria  
World Heritage Promotion Council

大森さんのロゴマーク コンセプト

NPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会は  
偏見・差別の解消に寄与する「橋」を世界に、未来に、架けます。

橋渡して届けたい、日（ハンセン病・ハンセン病療養所）にまつわる3つの「表情」



昨年5月から7月まで募集し、国内外からキャッチフレーズに451作品、ロゴマークに114作品のご応募をいただきました。審査の結果、和田裕史さん（東京都在住・コピーライター）の作品をキャッチフレーズに、大森剛さん（東京都在住・デザイナー）の作品をロゴマークにそれぞれ採用しました。

大森剛さん

和田裕史さん



和田さんのコメント

ハンセン病問題に対して、一人ひとりが自分事として考え意見を持つことで偏見や差別のない未来をつくることができたら…  
**未来につなげたい、大切な記憶**がリレーのバトンのようにいつまでも受け継がれていくことを願います。

## ユネスコ世界文化遺産について ～構成資産の法的保護と顕著な普遍的な価値を中心に～

神戸芸術工科大学教授  
日本イコモス国内委員会委員長※  
本法人顧問 西村 幸夫 氏

世界遺産登録を行うには1972（昭和47）年に成立した世界遺産条約を批准せねばならない。日本は1992（平成4）年に批准し、条約の締約国となった。

締約国は近い将来に世界遺産に推薦したい資産を予備的な暫定リストとしてユネスコに提出する。暫定リストに記載されねば次のステップに進めない。締約国は自国の暫定リストをいつでも改訂できるため、日本も今まで三度改訂している。締約国は暫定リストの中から書類の準備が整ったものを順次推薦する。推薦書が提出されると調査期間が1年半あり、専門機関が調査する。私が所属しているイコモスという組織が文化遺産を審査している。イコモスは1965（昭和40）年に設立された国際NGOで、各国それぞれが国内委員会を有している。自然遺産はIUCN（自然保護連合）という別の組織が審査する。

世界遺産に登録されるのは中心（コア）の部分の資産だが、コアの周りに緩衝地帯（バッファゾーン）を設けねばならない。日本の文化財保護法には緩衝地帯という概念がないため、世界遺産に登録するために緩衝地帯を保護するための別の仕組みを作らねばならない。ハンセン病療養施設の場合には、例えばバッファゾーンを市町村の条例で保護し、現状を変更するときに届出を必要としチェックするような仕組みを構築せねばならないと思われる。

2017（平成29）年10月現在の世界遺産登録総数は1073件であるが、複数国にまたがる遺産が37件ある。国際協調はユネスコの設立趣旨でもあるため、ユネスコは複数国にまたがる案件を進めたい意向である。ハンセン病療養施設も世界中にあるので調整できれば一つのアイデアとなる。

文化遺産には顕著な普遍的な価値が必要である。この説明が非常に困難である。加えて世界遺産の申請書は1000ページも超えるが、A4半ページ、三段落程度でこの説明を海外の方に理解してもらわねばならない。更に文化遺産の評価基準は6つあり、どの評価基準に該当するかを検討する作業にも多くの時間をかけている。

世界遺産は顕著な普遍的な価値を有していることに加えて、保存管理計画がなければ登録されない。とりわけ文化遺産の場合は見学者が増えることに伴う駐車場やビジターセンターの整備等の計画も審査される。

今まであまり世界遺産に登録されていない資産として文化的景観や段々畑等建造物がないものや20世紀の建築がある。全体の仕組みが理解できるとハンセン病療養施設の生活のイメージが湧くという意味では、一個一個の資産がモニュメントでなくとも仕組みが重要であるということを顕著な普遍的な価値のストーリーとしていかに組み立てるかがポイントとなる。

負の遺産というのは世界遺産条約の概念ではなくマスコミ用語ではあるが、普通の遺産とは異なる。例えば原爆ドームは原爆が投下されていなければ世界遺産にならなかったが、原爆が正当化されることはない。ハンセン病の療養施設も人権の歴史なのでこれに似た点があるのではないだろうか。

いかなる形で今までにない新しいストーリーを構築し、それを不動産で証明するか。世界の文化や歴史を考える際に、大切だが世界遺産リストに欠けているストーリーがこのリストを豊かにする上で貢献できるという内容であれば説得力が出る。それらを書類ではなく、不動産で証明せねばならないのが世界文化遺産である。

※イコモス(ICOMOS):国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites)。文化遺産保護に関わる国際的な取り組みを行う非政府組織(NGO)。ユネスコ(UNESCO 国連教育科学文化機関)の諮問機関として世界遺産登録の審査、モニタリング等の活動を国際的に展開している。

※長島愛生園機関誌「愛生」平成30年9・10月号23頁～32頁掲載記事を事務局にて要約しました。「愛生」平成30年9・10月号がご入用な方は事務局までご一報ください。



## ユネスコ世界の記憶と国指定史跡 ～筑豊炭田の歴史を継承する博物館の取り組み～

福岡県田川市石炭・歴史博物館

学芸員 福本 寛 氏

2011（平成23）年に日本で初めてユネスコ「世界の記憶」に登録された「山本作兵衛コレクション」（以下、コレクションと略）の登録の契機は、2015（平成27）年に世界文化遺産へ登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として田川市の櫓と煙突を検討する過程で、海外の専門家から「世界文化遺産は無理だが、山本氏の残した絵画や日記を世界の記憶として登録してはどうか」と指摘されたことである。世界の記憶は世界的に重要な記録遺産の保存と活用及び振興を図るユネスコ主催事業の一つであり、世界文化遺産や世界無形遺産が条約に基づくものであるのとは異なる。

世界の記憶登録の際に評価されたのは、国家主導により短期間かつ急激に達成した日本の産業革命において重要な役割を果たした筑豊炭田の近代化の歴史を公的な記録ではなく一炭坑労働者である山本氏が民衆の視点から記録したという点である。それまで2万人程度だった田川市石炭・歴史博物館への年間入館者数は、登録年には15万人まで増えた。現在は3万人前後で推移している。登録を観光や経済効果のみと結び付けてしまうとブームという一過性で捉えられてしまうが、本来は世界の記憶の保存と活用が博物館に与えられた使命である。また、世界の記憶に登録されれば国際的な啓発・普及・振興を進めねばならない。田川の技術者が台湾に渡り、炭鉱経営に関わったという歴史があるため台湾と交流している。♪月が出た出た、月が出た♪で有名な炭坑節は田川市発祥の民謡だが、現地との交流には炭坑節も活用している。

コレクションは近代の酸性紙に記載されており劣化が早いので本物を常に展示することはできない。コロタイプ印刷という希少技術でレプリカを作り展示している。コレクションは県指定文化財に過ぎないので、このレプリカ作成も文化財ではなく、博物館を対象とした補助金を活用した。

昨年10月の官報告示により国指定史跡となった「筑豊炭田遺跡群」は世界文化遺産登録を目指す過程で事業化され、指定まで10年かかった。隣の直方市、飯塚市と一緒に「群」として指定された。最近の文化庁の傾向は単体ではなく関連する遺跡を集めて「群」として指定する点にある。田川市の櫓と煙突は2007（平成19）年に国の有形文化財に登録されたが現存建造物のみでは炭鉱機能の全てを証明できず、重要文化財には指定されなかった。そこで、埋蔵文化財と捉えて発掘調査を実施し、文献調査も併せて行い史跡の価値付けを行った。

国指定史跡には補修・保存・活用のための多様な補助金メニューが用意されている。一方、現状変更には文化庁長官等の許可がいる。樹木の剪定の際にも許可が必要な場合がある。

一番苦労したのは最後の2年間、市の内部調整だった。市外では炭鉱は貴重と認めていただけるが、市内では今更史跡にしてどうするんだという意見が多くあった。

炭鉱経験者の高齢化が著しく直接話を聞くことが非常に困難になっていることが炭鉱（ヤマ）の記憶継承の問題点である。昔は炭鉱の「語り部講座」を開催していたが、市内で話ができる人がいなくなった。広域的に経験者の話を記録化せねばならない。

炭鉱の歴史には光が当たらない、災害や鉱害、外国人の徴用問題等の負の側面もある。博物館を人権教育の場として団体見学者や研究者に対応できるようにせねばならない。石炭産業に関する人権問題研究会を立ち上げようとしている。このように、多くの関係者が博物館をハブ（拠点）として繋がる取り組みを進めたい。

モノを文化財として残すことは、世界遺産や世界の記憶、指定文化財という制度を活用して歴史の証明を継承することであるが、同時にモノに関わった人々の思い、託された思いを伝承するという側面もある。本日、光明園内や社会交流会館を見学して改めて感じた。



## 愛生園と光明園の歴史的建造物が国の登録有形文化財へ！

国の文化審議会は昨年11月16日(金)開催の同審議会文化財分科会における審議・議決を経て、国立療養所長島愛生園の建造物5件、国立療養所邑久光明園の建造物5件をそれぞれ文化財保護法第57条の登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申しました。本件は、全国に13か所設置されている国立ハンセン病療養所が所管する建造物が文化財保護法に基づく文化財として登録される初の事例となります。

世界文化遺産登録の要件である国内法による保護は、文化財保護法に基づく国の指定文化財（国宝、重要文化財、史跡等）への指定により図られます。よって登録有形文化財は世界文化遺産に直結する法的保護ではありませんが、療養所内の建造物が国民共有の文化財として登録されることは非常に意義深いと思われます。

なお、本件は今後の官報告示をもって正式登録となります。また、登録有形文化財を示す標識（プレート）も今後文化庁から交付される予定です。

### 国立療養所長島愛生園 国登録有形文化財 登録物件一覧

園長官舎（1930年）



旧事務本館（歴史館）（1930年）



旧収容所（回春寮）（1930年）



旧洗濯場（文芸会館）（1930年）



旧日出浴場（1930年）

Copyright(c)2018 NPO Hansen's Disease Sanatoria World Heritage Promotion Council. All Rights Reserved.

### 国立療養所邑久光明園 国登録有形文化財 登録物件一覧

恩賜会館（1941年）



旧裳掛小・中学校第三分校（1939年）



物資運搬斜路（1938年）



奉安殿（1943年）



瀬溝棧橋（1949年）

Copyright(c)2018 NPO Hansen's Disease Sanatoria World Heritage Promotion Council. All Rights Reserved.

ご寄附いただいた皆様（法人成立～H31.3.18）

多くの皆様からご寄附いただきました。誠にありがとうございます。

屋猛司様 100千円  
 中尾伸治様 100千円  
 長島愛生園入所者自治会様 100千円  
 川崎医療大学衛生学教室様 20千円  
 早島町民生委員・児童委員協議会様 10千円  
 八幡智恵様 20千円  
 岡山県婦人経済クラブ様 13千円

岡山県後楽園ロータリークラブ様 5千円  
 本幡照夫様 2千円  
 上野玄彦様 10千円  
 釜井大資様 275千円  
 旭電業協力会様 金額非公開  
 岡山備南ロータリークラブ様 金額非公開  
 匿名様 金額非公開 18件

合計33件 6,683,641円

ホームページとSNSのお知らせ

これまでのホームページに加えて  
 本年1月からSNSの運用を開始し、  
 最新情報を日々更新しています。  
 いいね！やフォロー、シェアやリツイート  
 いただき、多くの方にお知らせください。

ホームページ



<https://www.hansen-wh.jp/>

Facebook



Twitter

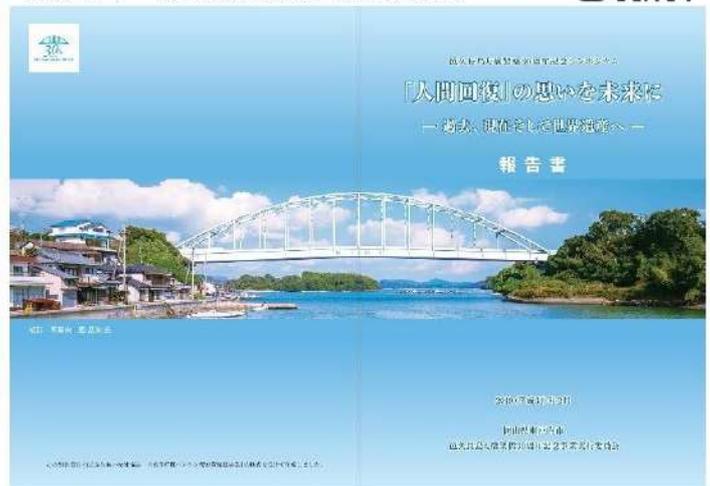


Instagram



シンポジウム報告書が完成！

昨年9月に開催し、350名の皆様にご参加いただきました  
 邑久長島大橋架橋30周年記念シンポジウムの報告書（A4フルカラー32頁）が完成しました。  
 郵送を希望される方はホームページから  
 お申込みいただくか事務局までご連絡く  
 ださい。（本体及び送料いずれも無料）



2019年度通常社員総会について

以下のとおり概要が固まりました。総会及び講演会後には同会場にて懇親会も開催いたします。  
 詳細は4月23日の理事会以降に会員の皆様には文書でご連絡いたします。

当日の準備運営をお手伝いいただける会員の皆様の懇親会参加費は大幅割り引き！（人数限定）  
 詳細はしばらくお待ちください。

※日時：2019年6月16日（日）午後

※内容：総会、講演会（講演内容及び講師は調整中）、懇親会

※会場：サンビーチOKAYAMA（岡山市北区駅前町2-3-31 JR岡山駅から徒歩約5分）

編集後記

※事務所開所から間もなく一年。昨今の頃はネット回線の開設や法人内規の整備をしていました。昨日のように思い出されます。

※事務局は常駐の事務局長と半日勤務の事務局員の2名体制です。この会報誌もセンスのない2名で作りました。（笑）是非ともご感想をお寄せください。回を重ねるごとに進化する「アジャイル型会報誌」を目指します。

※法人事業の写真撮影は瀬戸内市在住で20歳代前半の写真家、西岳海さんをお願いしています。私たちの登録を実現した後、西さんの若手の頃に関わった仕事が世界遺産登録運動で「無理な注文ばかりだった」と笑い合えればと思います。

特定非営利活動法人

ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局

〒701-4501岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地  
 （国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館内）

TEL：0869-24-8872 FAX：0869-24-8873

email：hansen-wh.jp@aioros.ocn.ne.jp

開所日：火曜日～土曜日

閉所日：日・月曜日、祝日、振替休日、年末年始

開所時間：午前9時～午後5時